

○野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則

平成31年3月26日

野田市規則第18号

改正 令和元年6月26日規則第3号

令和3年3月24日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（平成31年野田市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(抑制区域)

第3条 条例第6条第1項に規定する抑制区域は、野田市全域とする。

(説明会の報告)

第4条 条例第7条第2項の報告書は、地域住民等説明会概要報告書によるものとする。

(令3規則17・追加)

(設置事業に係る看板)

第5条 条例第7条第4項の規則で定める看板は、太陽光発電設備設置事業のお知らせとする。

(令3規則17・旧第4条繰下・一部改正)

(設置事業の届出)

第6条 条例第8条第1項の規定による届出は、事前協議書に、次に掲げる書類を添付した正本及び副本各1部により行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業区域等状況調書
- (3) 地域住民等説明会報告書
- (4) 地域住民等説明報告書

(5) 別表第1に定める図書

2 条例第8条第2項の規定による変更の届出は、変更協議書に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付した正本及び副本各1部により行うものとする。

(令3規則17・旧第5条繰下)

(協議終了の通知)

第7条 条例第9条第1項の通知は、事前協議終了通知書により行うものとする。

(令3規則17・旧第6条繰下)

(事業の着手等の届出)

第8条 条例第10条の規定による届出は、事業（着手・完了・中止・再開・開始・終了）届出書により行うものとする。

(令3規則17・旧第7条繰下)

(事業に関する遵守事項)

第9条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、設置事業にあつては別表第2に、発電事業にあつては別表第3に掲げるものとする。

2 条例第11条第2項の規則で定める看板は、太陽光発電設備に関するお知らせとする。

(令3規則17・旧第8条繰下)

(身分証明書)

第10条 条例第13条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書によるものとする。

(令3規則17・旧第9条繰下)

(助言、指導及び勧告)

第11条 条例第14条第1項の規定による助言又は指導は、助言（指導）通知書によるものとする。

2 条例第14条第2項の規定による勧告は、勧告書によるものとする。

(令3規則17・旧第10条繰下)

(公表)

第12条 条例第15条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(令3規則17・旧第11条繰下)

(意見を述べる機会の付与)

第13条 条例第15条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書によるものとする。

2 事業者は、条例第15条第2項の規定により意見を述べようとするときは、公表に関する意見書によるものとする。

(令3規則17・旧第12条繰下)

(補則)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(令3規則17・旧第13条繰下)

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月26日野田市規則第3号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月24日野田市規則第17号)

この規則は、令和3年4月1日から施行し、改正後の野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則第4条並びに別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、同年7月1日以後に着手する設置事業（この規則の施行の際現に野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年野田市条例第8号）による改正前の野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（平成31年野田市条例第11号）第8条第1項の規定による協議を開始しているものを除く。）について適用する。

別表第1（第6条第1項第5号）

(令3規則17・一部改正)

図書の種類	備考
-------	----

1	位置図及び案内図	
2	土地利用計画図（太陽光発電設備の施工図）	縮尺1,000分の1以上の図面で発電設備、緑地（既存及び新設）、防災施設、緩衝施設等の配置等が分かるもの
3	土地造成計画（平面図及び断面図） （1）土地現況図 （2）土地造成計画図	縮尺1,000分の1以上の図面で切土箇所、盛土箇所（色分け）、高低差、のり面の勾配角度及び保護措置（擁壁等）の設置状況等が分かるもの
4	雨水排水計画図	排水施設配置図、排水計算書、地質調査書等に関するもの
5	工作物構造図	排水施設及び事業区域境界付近の防災措置、緩衝施設等の詳細が分かるもの
6	公図及び地積図	公図には、近隣関係者として事業の説明が必要なものに係る土地の所有者及び地番を記入すること。
7	事業区域内の登記事項証明書	副本は、写しの添付によることができる。
8	条例第7条第4項に規定する看板を設置したことが分かるもの	カラー写真とする。
9	他の法令による許可、認可等を受けている場合には、その写し	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第3項の規定による認定書の写し等
10	計画的な廃棄等費用の積立に係る事業計画書	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第8号の規定による廃止

	する際の発電設備の取扱いに関する計画書
1 1 その他市長が必要と認める図書	

別表第2（第9条第1項）

（令元規則3・令3規則17・一部改正）

設置事業に関する遵守事項		
関連法令等の遵守	電気事業法（昭和39年法律第170号）	電気事業法を遵守し、太陽光発電設備の工事を行うことができる有資格者が決定していること。
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の事業計画認定（設備認定）及び電力会社との系統連系に関する協議が進められ、事業を行うことに支障がないこと。
	道路法（昭和27年法律第180号）	工事車両等に関して、道路管理者と協議すること。協議の結果、特殊車両の許可を要する場合には、当該許可を受け、又はその見込みがあること。
		工事に使用する道路に関して、道路管理者と協議し、工事車両等により道路を損傷した場合には、事業完了後に、原形復旧をすること。
その他関連法令等の遵守	事業に関連する法令及び条例等を遵守しなければならない。	
事業の確実性	土地及び建物の使用权又は所有者の同意	事業者が事業区域の土地及び建物を使用する権利があるか又は所有者の同意を得ていること。
	上記以外の権利者の同意	事業区域の土地及び建物に処分制限の

		登記における登記権利者がいる場合には、その者の同意を得ていること。
	資金計画	事業の工事の資金計画に支障がないこと。
	工事施工者	工事施工者に事業を行う能力及び信用があること。
事業区域の明確化	境界の明確化	事業区域の範囲を土地の筆界により明確にすること。
	フェンス等の設置	事業区域の外周に第三者が敷地内に入れないようフェンス等を設置すること。
生活環境の維持	建設機械等による周辺への影響の防止	<p>1 建設機械又は工事に伴う騒音又は振動について、事業区域周辺に影響を与えないよう適切な対策を講ずること。</p> <p>2 工事に使用する建設機械に関して、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）の届出がされているか又は手続上支障がないこと。</p>
	工事車両による周辺への影響の防止	工事車両の通行等による大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、砂又はほこりの飛散等により事業区域周辺に影響を与えないよう適切な対策を講ずること。
	除草剤散布による周辺への影響の防止	1 除草剤を散布する場合には、事前に散布の日時、使用する除草剤名及び除草剤による影響等について、地域住民等（条例第4条に規定する地域住民等をいう。以下同じ。）への周知を図るとともに、

	<p>周辺に飛散しないように万全の対策を講ずること。</p> <p>2 学校、病院等の公共施設、住宅又は農地に隣接している場合には、それぞれの関係者と十分に協議すること。</p>
太陽光発電設備による騒音及び振動の対策	<p>1 太陽光発電設備（パワーコンディショナー、キュービクル等）から発生する騒音及び振動に関して、事前協議書の提出前に地域住民等と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、防音壁の設置等）を講ずること。</p> <p>2 騒音規制法及び振動規制法の届出対象である場合には、届出がされているか又は手続上支障がないこと。</p>
太陽光発電設備による圧迫感、熱等の対策	<p>太陽光発電設備による圧迫感、熱等に関して、事前協議書の提出前に地域住民等と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、植栽等の設置等）を講ずること。</p>
パネルの反射光の対策	<p>太陽光発電設備のパネルによる反射光に関して、事前協議書の提出前に地域住民等と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、低反射タイプパネルへの変更又は傾きの調整）を講ずること。</p>
道路の視界確保	<p>道路に近い場所に太陽光発電設備を設置する場合には、道路の見通しの妨げにならないよう必要な対策（道路から後退する等）を講ずること。</p>
緩衝帯の設置	<p>事業区域の境界に沿って、その内側に次</p>

	<p>の事業区域の面積に応じた緩衝帯が設けられること。</p> <p>1 0.3ヘクタール未満 幅1メートル以上</p> <p>2 0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満 幅2メートル以上</p> <p>3 1ヘクタール以上 幅3メートル以上</p>
山林の保全	山林の伐採は、最小限に留めるようにすること。
緑化施設の設置	<p>造成を行う場合には、造成面積（太陽光発電設備を設置しようとする土地に隣接し、一体的な他の目的の利用のために造成した土地の面積を含む。）に応じ、それぞれ次に掲げる造成面積に対する割合の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木をいう。以下同じ。）を、可能な範囲内において緩衝帯の設置場所等に設けること。</p> <p>1 造成面積が2,000平方メートル未満の場合 10パーセント以上</p> <p>2 造成面積2,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 20パーセント以上</p> <p>3 造成面積が10,000平方メートル以上の場合 30パーセント以上</p>
樹木を含む事業区域内廃棄物の適正処分	伐採した木竹、除根した木竹の根、雑草、腐植土、工事に伴う廃棄物等については、

		事業区域外に搬出し、適正な処分を行うこと。
魅力ある景観の保全	市街地の景観への配慮	市街地、住宅地等の街並み等の景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。
	史跡、文化財等の景観への配慮	史跡、文化財等の景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。
	自然の景観への配慮	河川等の自然景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。
		自然の景観を損なわないように努めるとともに、自然の保全に努めること。
	植栽等による対策	太陽光発電設備を設置する場合において地域住民等からの要望があるときは、通行者、車両等から直接見えないよう植栽等で対策を講ずること。
	太陽光発電設備のパネルの色彩等の対策	太陽光発電設備は、黒、グレー系、ダークブラウン系その他周囲と調和したできる限り目立たない色彩とすること。
	太陽光発電設備の色彩等の対策（パネル以外）	パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色彩は、周囲の景観と調和したできる限り目立たない色彩とすること。
災害の防止（防災安全対策）	造成計画の調査及び設計	<p>1 事業区域内の造成に伴い、現況高、計画高等の雨水処理対策の設計に必要な調査を行うこと。</p> <p>2 高さ1メートルを超える擁壁を設置</p>

	<p>する場合には、地下水位の高さ、地質、地耐力等の擁壁計算に必要なデータを地盤調査により確認し、適切な擁壁等を設置する設計を行うこと。</p>
<p>盛土及び切土工事に関する安全対策</p>	<p>造成した後の地盤に雨水その他地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないようにおおむね30センチメートル以下の厚みの層に分けた土盛り、ローラーその他これらに類する建設機械を用いた締固め等の措置を講ずること。</p> <p>切土した後の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、安全確保のための措置を講ずること。</p> <p>のり面又は崖の上端に続く地盤面は、特別な事情がない限り、そののり面又は崖の反対方向に雨水その他地表水が流れるよう勾配が設けられていること。</p>
<p>崖地対策</p>	<p>造成により崖が生じた場合には、当該崖が擁壁で覆われていること。</p> <p>造成によりのがり面が生じた場合には、当該のがり面が擁壁で覆われているか又はのがり面の保護対策がされていること。</p> <p>のがり面又は崖の上に太陽光発電設備を設置する場合には、のがり面又は崖の下端（のがり面又は崖の下に太陽光発電設備を設置する場合にあっては、のがり面又は崖の上端）から太陽光発電設備（フェンス等の工作物を含む。）までの水平距離が、のがり</p>

		<p>面又は崖の高さの2倍以上あること。</p>
		<p>のり面又は崖を造成して太陽光発電設備を設置する場合には、千葉県が策定する「開発許可制度の解説」の宅地造成に関する工事の技術的基準に適合する段切り等を行うこと。</p>
		<p>造成により生じたのり面又は崖であって、造成後の地盤面との高低差が0.5メートル以上のものを擁壁で覆う場合には、建築用コンクリートブロック、コンクリート柵工等簡易な擁壁を使用せず、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造の擁壁を使用すること。</p>
		<p>1 擁壁の高さが1メートルを超える場合には、千葉県が策定する「開発許可制度の解説」の宅地造成に関する工事の技術的基準に適合すること。</p> <p>2 擁壁の高さが2メートルを超える場合には、建築確認を受けていること。</p>
<p>雨水対策</p>		<p>1 事業区域内の雨水は、敷地内で処理をすること。</p> <p>2 太陽光発電設備から発生する雨水について、雨水の落下地点が洗掘されず、雨水が敷地内に浸透するように雨樋の設置、碎石敷の設置等の対策を講ずること。</p> <p>3 事業区域外に明らかに雨水が流出すると市長が判断した場合には、市長が指</p>

	定する雨水対策を講ずること。
湧き水対策	事業区域内に湧き水が発生している場合には、適切に処理する施設の設置等の対策をとること。
事業区域と道路の接続	事業区域と道路が接しており、工事車両等の通行に支障のない幅員が確保されていること。
工事車両等に対する安全対策	<p>1 工事車両等が事業区域内外に出入りする際に、地域住民等及び道路通行車の安全を確保する措置を講ずること。</p> <p>2 地域住民等から更なる安全確保についての要請があった場合には、誠意をもって対応すること。</p>
工事期間中の安全対策	工事期間中は、第三者が事業区域に進入しないよう措置を講ずること。
	工事中の土砂流出及び粉じん対策が必要となった場合には、仮囲い、素掘り側溝、小堤、仮排水処理施設、防塵ネット等の設置等を行うこと。
支持物（架台、架台基礎等）の安全確保対策	太陽光発電設備の太陽電池モジュールの支持物は、支持物の高さにかかわらず日本産業規格JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に規定する強度を有し、単管パイプ等の簡易的なものを使用しないこと。ただし、市長が市の施策を実現するためやむを得ないと認めるものはこの限りでない。
	太陽光発電設備の支持物の基礎は、原則

		として、布基礎、べた基礎又は杭基礎（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第93条に規定する国土交通大臣が定める方法により安全性確認がされた物に限る。）とし、簡易的なものでないこと。ただし、市長が市の施策を実現するためやむを得ないと認めるものはこの限りでない。
地域住民等との共生	地域住民等への説明	事前協議書の提出前に事業内容を地域住民等に十分説明し、理解を得た上で必要な対策を講ずること。
	工事に伴う苦情及び要望への対応	工事の開始後に、事業に関して苦情又は要望があった場合には、苦情者等に説明を行い、問題の解決のために必要な対策を講ずること。
	異常又は災害発生時の対応	事業に起因すると思われる異常が発生した場合又は災害が発生した場合には、迅速かつ誠実に対応するとともに、速やかに市及び地域住民等に連絡すること。
	設置事業に関する看板の設置	条例第7条第4項に規定する看板を事業区域内の見やすい場所に設置すること。

別表第3（第9条第1項）

（令3規則17・一部改正）

発電事業に関する遵守事項		
関連法令等の遵守	維持管理に関連する法令及び条例等を遵守すること。	
太陽光発電設備及び事業区域の維持管理	太陽光発電設備の保守点検	1 太陽光発電設備は、電気事業法の保安規定等により定期的な保守点検を行い、適切に管理すること。

		2 保守点検については、「太陽光発電システム保守点検ガイドライン（JEMA/JPEA 制定）」により行うこと。
	事業区域の清掃等	事業区域内の施設及び敷地は、定期的に清掃、除草等を行い、適切に管理すること。
	除草剤の散布による周辺への影響の防止	1 除草剤を散布する場合には、事前に散布の日時、使用する除草剤名及び除草剤による影響等について、地域住民等への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講ずること。 2 学校や病院等の公共施設、住宅又は農地に隣接している場合には、それぞれの関係者と十分に協議すること。
管理上通路の確保	事業区域と道路が接しており、管理上事業区域内に入ることに支障がないこと。	
設置した施設等の維持管理	1 設置事業により設置した雨水処理施設、緩衝帯、緑化施設、敷材、工作物等について、棄損することなく適切に維持管理をすること。 2 設置事業により保全した山林を適切に管理すること。	
事業区域への侵入防止措置	侵入防止フェンス等の維持管理	第三者の侵入防止のためのフェンス等を事故等が起こらないよう適切に管理すること。
	事業区域出入口の施錠措置	第三者が敷地内に侵入し、事故等が起こらないよう出入口に施錠措置を講ずること。
発電事業に関する看板の設置	災害発生時など緊急の場合に連絡がとれるよう、条例第11条第2項に規定する看板を事業区域内の見やすい場所に設置すること。	
異常又は災害発生	異常発生時の	周辺環境に影響を及ぼす異常（太陽光発電

時の対応	対応	設備又はその他施設の破損、騒音、振動、雑草繁茂、雨水流出、土砂流出等)が発生した場合には、速やかに対処するとともに、状況及び対処について市及び地域住民等へ報告すること。
	災害発生時等の対応	落雷、洪水、台風、積雪、地震等が発生した場合には、速やかに現地を確認し、太陽光発電設備に異常が発生していた場合又は太陽光発電設備に起因すると思われる異常が発見された場合には、早急に対処するとともに、速やかに市及び地域住民等に連絡すること。
	緊急対応マニュアルの作成	異常又は災害が発生した場合に速やかに対応ができるよう、あらかじめ緊急時の連絡網及び事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成すること。
苦情又は要望対応	発電事業の開始後に、当該発電事業に関して苦情又は要望があった場合には、苦情者等に説明を行い、問題の解決のために必要な対策を講ずること。	
廃棄に要する費用の確保に関する報告	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第1項第7号の規定により経済産業大臣に再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用定期報告を提出したときは、速やかに当該報告の写し並びに当該報告における撤去及び処分費用に係る積立金の額の算定の基礎となる資料を市長に提出すること。	
撤去又は廃棄	1 太陽光発電施設の撤去又は廃棄について、設置事業の計画の段階から予定耐用年数等により検討し、事業計画に位置付けた内容により行うこと。	

2 発電事業の終了後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）」に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。